Chinese Business

Q&A

中国ビジネスQ&A

「反外国制裁法」と「実施規定」の要点及び

Q 国際社会における経済制裁事件の頻発に伴い、近年の中国では、2021年6月10日に「中華人民共和国反外国制裁法」（以下「反外国制裁法」）、25年3月23日に「中華人民共和国反外国制裁法実施規定」（以下「実施規定」）がそれぞれ公布・施行され、外国の制裁に対抗する制度の整備が進められています。これらの法令は域外適用の効力を備え、日本企業を含め、特に中国経済との関わりが深い外国企業は対抗措置の適用対象になりえます。このような状況の下、日本企業は、「反外国制裁法」と「実施規定」をどのように理解し、何に留意すればよいでしょうか。

A 「反外国制裁法」は、外国が中国の国民・組織に対して実施する「差別的制限措置」に対抗するための法的根拠をなし、21年に制定された後、25年の「実施規定」によってその内容が具体化され、実務上の明確な運用指針もある程度示されました。以下、これらの法令の要点及び実務動向と日本企業の留意点について解説します。

1.「反外国制裁法」及び「実施規定」の要点

(1) 中国による対抗措置の要件

自社が中国による対抗措置の対象となる可能性について判断するには、その措置がどのような場合に講じられるのかを正確に理解することが重要となります。この点、「反外国制裁法」3条2項は、「外国の国家が国際法又は国際関係の基本原則に違反し、各種の口実をもって、若しくは自国の法律に基づいて中国に対する抑制又は抑圧を行い、中国の国民及び組織に対して差別的制限措置を講じ、中国の内政に干渉したときは、中国は、相応の対抗措置を講ずることができる」と定め、中国の内政に干渉する差別的制限措置のみがその対象となることを明らかにしていました。

これに対し、「実施規定」においてはその後の国際情勢を踏まえ、「外国の国家・組織・自然人が中国の主権・安全・発展利益を侵害する行為を実行・協力・支援する行為」（実施規定3条）のほか、「外国の国家・組織・自然人が訴訟の推進・実施などの手段を通じて中国の主権・安全・発展利益を侵害する行為」（同19条）も対抗措置の対象とされ、その範囲が拡張されました。

(2) 対抗リストと対抗措置

「反外国制裁法」6条および「実施規定」6～9条は、対抗リストに掲載された自然人・組織に対して講じうる対抗措置を次のように定めています。

①リスト掲載者に対するビザ発給の拒否、入国の禁止、発給済みビザの取消、国外への強制退去など。

②リスト掲載者が中国国内において有する動産、不動産その他財産に対する差押え、没収または凍結。なお、この「その他財産」には、現金、手形、預金、有価証券、基金持分、株式・持分、知的財産権、売掛金などの財産および財産上の権利が含まれます。

③中国国内の組織・自然人がリスト掲載者との間で行う関連取引、提携などの活動の禁止・制限。なお、この「関連取引、提携などの活動」には、教育、科学技術、法律サービス、環境保護、経済貿易、文化、観光、衛生、スポーツ分野のものが含まれますが、これらに限られません。

さらに、これら以外の必要な措置として、リスト掲載者による中国に関連する輸出入への従事または中国国内投資の禁止・制限、リスト掲載者への関連物品輸出の禁止、リスト掲載者へのデータ・個人情報提供の禁止・制限、リスト掲載者の関係者が取得した中国国内就労許可や在留資格の取消し・制限などが科されることもあります。

(3) 対抗措置の対象となる関係者

「反外国制裁法」5条は、対抗措置の対象を、対抗リスト掲載者と一定の関係を有する次の者にまで拡大するものと定めています。

①対抗リストに追加された自然人の配偶者及び直系親族。

②対抗リストに追加された組織の上級管理職又は実質的支配者。

③対抗リストに追加された自然人が上級管理職を務める組織。

④対抗リストに追加された自然人・組織が実質的に支配し、又は設立・運営に関与する組織。

したがって、日本企業は、自社及び自社社員が対抗リストに追加されるリスクの有無だけでなく、当該自社及び自社社員の一定範囲内の関係者についても、対抗リストに追加されるリスクの有無に同じく注意を払う必要があります。

(4) 対抗措置の停止・変更・取消し

「反外国制裁法」8条により、対抗措置を講ずる根拠となった事情に変更が生じたときは、当該措置の停止、変更または取消しをすることができ、さらに、「実施規定」はその制度を明確化して、次の2つの手続きを定めました。

①当事者からの申立て

対抗措置掲載者たる組織・自然人は、それを行った機関に対し、停止・変更・取消しを申し立てることができます。この場合において、申立人は、自己が実施した是正行為や影響解消策などの事実・理由を記した書面を提出しなければならず、こ

日本企業の留意点

金杜法律事務所（King & Wood Mallesons）中国弁護士
北京外国語大学 国際制裁・輸出管理研究センター 共同委員長　劉 新宇

れを受けた当該機関は、その内容を審査して、当該申立てを認めるか否かを決定します。

また、特殊な事情により、対抗措置掲載者たる組織・自然人とそれらが禁止・制限された活動を行う必要がある場合、対抗措置を講じた機関に事情を説明して、その実施の許可を求めることができます。関連機関の同意を得たうえで、はじめてこれらの活動を行うことができます。

②当局による職権

当事者からの申立てがなくとも、対抗措置を講じた機関が対抗措置の実行状況や効果を評価し、その必要を認めたときは、自ら当該措置の停止・変更・取消しを決定することができます。

（5）禁止行為

いかなる組織及び自然人も、外国が中国の国民若しくは組織に対して講じた差別的制限措置の実行又はそれに対する協力をしてはなりません（「反外国制裁法」12条1項）。これらの差別的制限措置を実行し、又は実行に協力した場合、国務院の関係機関は事情聴取、是正命令、相応の処理措置を講じる権利を有します（「実施規定」17条）。

さらに、組織又は自然人が差別的制限措置を実行し、又は実行に協力して、中国の国民又は組織の合法的な権利・利益を侵害したときは、中国の国民又は組織は、法に基づいて人民法院に訴訟を提起し、侵害の停止及び損害の賠償を請求することができます（「反外国制裁法」12条2項、「実施規定」18条）。

これについて着目すべきは、ここに定める「組織・自然人」には、所在地や国籍による制限が設けられていないため、中国の国民・組織だけでなく、それ以外の自然人・組織も、これら規定の適用を受けると解される点です。

また、どのような行為が差別的制限措置の「実行」又は「その協力」となるのかについては、「実施規定」はさらなる明確な定めをしていません。少なくともその19条において、「外国の国家・組織・自然人が訴訟の推進・実施などの手段を通じて中国の主権・安全・発展利益を侵害する行為」を実行し、またはこれを協力する行為が、これに該当することを明らかにしています。

2. 実務の動向

「反外国制裁法」の施行後、中国外交部、商務部など関連機関の公告により、少なからぬ企業・自然人が対抗リストに追加されています。その理由の多くは「中国の内政への干渉」ですが、注目すべき事例として、25年8月13日に商務部がEU内の金融機関2社に対して対抗措置を講じた決定があります。これについて、「近時、EUは中国側の厳正な立場を無視し、ロシアに関する口実を挙げて中国金融機関2社を制裁リストに追加し、8月9日、同制裁が正式に発動された」ことがその理由とされました。この事例から、中国の国民・組織に対する輸出管理や経済制裁なども差別的制限措置と認定される可能性があることが明らかとなりました。

また、反外国制裁に関する初の不法行為訴訟事件として注目された中国の海洋工事会社たるA社と外国の設備会社たるS社との一件では、A社が24年6月に第三国により制裁リストに追加されたことを受けて、S社は第三国の行政命令の執行を理由に1,186万ドルの支払いを中止、A社は「反外国制裁法」12条に基づき訴訟を提起し、S社に対し8600万人民元の損害賠償を求めました。本件について、人民法院による調停の結果、民事調停書が作成され、当該調停書の執行としてA社に対し和解金が支払われました。これは、「反外国制裁法」により中国企業の利益が保護された公開事例となりました。

3. 日本企業の留意点

日本企業においては、「反外国制裁法」及び「実施規定」の関連規定に対する十分な理解の下、以下の要点に留意することが望まれます。

まずは、自社グループに対するリスク評価です。「反外国制裁法」及び「実施規定」の内容のほか、関連する文言（例えば「差別的制限措置」、「関係者」など）の定義を正確に把握のうえ、自社の中国関連の貿易・投資・提携業務について「差別的制限措置の実行・協力」が成立する可能性を判断します。また、国際情勢や実務動向に常に注目しながら、リスク評価を調整することも重要です。

次に、社内コンプライアンス体制の構築です。社内規程の制定、従業員への研修の実施、取引先が対抗リストの対象者又は関係者となるおそれに関する事前審査手続の確立、そしてこれらを通じて関連するリスクを最小限に抑制します。

さらに、取引審査と契約管理の強化も欠かせません。特に中国企業との契約においては、対抗措置により取引が不能となった場合の負担配分や契約変更・解除の可否などを明記しておくことが推奨されます。

また、以上の諸対応を行ったことの証明を適切に残しておくことも重要となります。これらは特に、自社または関係者が対抗リストに追加された場合にその停止・変更・取消しを申し立てる際の提出資料として、あるいは特殊な事情により禁止・制限活動を実施する必要が生じた場合にその許可を求めるための説明資料として用いられることが考えられます。

4. おわりに

「反外国制裁法」及び「実施規定」に基づく規制は域外にも適用されるため、中国経済との関わりが深い外国企業は、その適用を受けるリスクが顕著となりました。それゆえ、日本企業は、法令規定自体だけでなく、実務の動向にも注目しながら、事前に適切な対応策を講じてリスクを回避し、自社の合法的な権利・利益を保護することが重要となります。